

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 3

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 4
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 5
- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局広域・海外事業部広域事業課】 7

◇ 訂 正

- 第5328号、第5337号及び第5344号の訂正【公営競技局総務課】 10

北九州市告示第196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月1日

北九州市長 武内和久

訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションはなはな	北九州市小倉北区篠崎五丁目24番4-1号	令和5年5月1日

北九州市告示第 197 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に行う粗大ごみ以外の家庭廃棄物の処理に係るごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 1 日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社広吉環境開発	北九州市門司区大字大積 400 番地	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
市川産業株式会社	北九州市八幡東区前田二丁目 12 番 13 号	
北九州グリーン清掃株式会社	北九州市若松区響町一丁目 50 番地	
九州清掃事業センター株式会社	北九州市小倉北区親和町 6 番 30 号	

北九州市上下水道局告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
J-078	山田土建株式会社	山田浩一	北九州市門司区 中二十町6番2 3号	令和5年5 月1日
K-117	株式会社イレク ション	竹山貴美 代	北九州市小倉北 区神岳二丁目7 番20-3号	令和5年5 月1日
M-190	章刀設備工業	吉田 章	北九州市小倉南 区徳力二丁目1 3番11-20 5号	令和5年5 月1日
M-191	HARU設備	中川隆晴	北九州市小倉南 区横代北町四丁 目14番7号	令和5年5 月1日
N-173	西部ガス設備工 業株式会社	松本泰広	北九州市八幡西 区千代二丁目2 3番3号	令和5年5 月1日

北九州市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
F-202	株式会社九設	田島貴博	福岡市博多区上 牟田一丁目11 番25号	令和3年5 月11日

北九州市上下水道局告示第 2 4 号

北九州市下水道条例（昭和 3 9 年北九州市条例第 3 9 号）第 8 条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 1 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
3 1 7 4	株式会社クラシ アン北九州営業 所 稲富好晃	北九州市小倉南区 上葛原二丁目 2 2 番 2 7 号	令和 5 年 5 月 1 日か ら令和 9 年 5 月 3 1 日まで
8 1 3 1	有限会社梶原設 備工業 梶原隆伸	鞍手郡小竹町大字 新多 3 2 1 番地	令和 5 年 5 月 1 日か ら令和 9 年 5 月 3 1 日まで
8 1 3 2	西部ガス設備工 業株式会社 松本泰広	福岡市博多区吉塚 五丁目 1 3 番 2 号	令和 5 年 5 月 1 日か ら令和 9 年 5 月 3 1 日まで

北九州市上下水道局公告第82号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年5月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市上下水道局公用自動車借入れ及び保守業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和6年2月21日から令和12年2月20日まで

(4) 履行場所 北九州市上下水道局が指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年5月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

イ 期間 この公告の日から令和5年6月12日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和5年6月1日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年5月17日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年6月9日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 令和5年6月12日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程の規定において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3141

6 Summary:

(1) Product and Quantity

All details regarding the lease and maintenance of official cars of Water and Sewer Bureau, City of Kitakyushu

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m. June 12, 2023

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. June 9, 2023

(4) For further information, please contact

Cross-Regional Project Division,

Cross-Regional and International Project Department,

Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和5年	5328	82	上から1行目	第8号	第1号
令和5年	5328	86	上から1行目	第9号	第2号
令和5年	5328	90	上から1行目	第10号	第3号
令和5年	5337	51	上から1行目	第11号	第8号
令和5年	5344	10	上から1行目	第12号	第9号